

令和 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 0 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成 1 2 年函館市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1 通につき	300円	を
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付（市長が定めるやむを得ない事由による再交付を除く。）	1 件につき	500円	

」

戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1 通につき	300円	に、
----------------------------	--------	------	----

」

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第 2 8 条第 1 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供

ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため